

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和4年度の保険料のお支払いと
保険証(被保険者証)の一斉更新について

■7月に保険料額をお知らせします

令和4年度の保険料については、7月に郵送でお知らせします。

保険料は、前年の所得額に応じて決定します。

保険料の計算方法(令和4年度)

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割
【1人当たりの額】
51,892円

+

所得割
【被保険者本人の所得に応じた額】
(令和3年中の所得-最大43万円)×10.98%

=

1年間の保険料
【限度額66万円】
(100円未満切り捨て)

- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 所得とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

保険料の軽減(均等割の軽減)

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者などの数-1)	7割軽減
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者などの数-1)	5割軽減
43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者などの数-1)	2割軽減

※給与所得者とは、次のいずれかに該当する方となります。

- 給与などの収入金額が55万円を超える方
- 公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

保険料のお支払い方法

後期高齢者の方の保険料は、基本的に年金からのお支払い(特別徴収)となりますが、次のいずれかに当てはまる方は、年金からのお支払いができないため、納入通知書や口座振替(普通徴収)により納めていただきます。

- 年金額が年額18万円未満の方(介護保険料が年金から引かれていない方)
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金額の半分を超える方

年金からのお支払いは、希望により口座振替に変更することも可能です。

口座振替を希望される方は、後期高齢者・医療給付担当までお申し出ください。

※保険料の支払い方法は、年度の途中で年金からのお支払いに変更となる場合があります。決定通知書に記載していますのでご確認ください。

■保険証(被保険者証)が新しくなります

現在ご使用の保険証は、7月31日で有効期限を迎えるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら現在お持ちの黄緑色の保険証は破棄し、黄色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、9月30日までです。
- 窓口負担割合の見直しに伴い、9月中旬に全ての被保険者(窓口負担割合が変更とならない方も含む)を対象に新しい保険証を交付します。

新しい保険証は黄色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 9月30日
交付年月日	〇〇年 7月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広城連合 公印(朱)

■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、 限度証(限度額適用認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証、限度証は7月31日で有効期限を迎えるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中に減額認定証と限度証を交付しますので、8月1日からは、現在お持ちの**オレンジ色の減額認定証と限度証は破棄し、水色の減額認定証と限度証をご使用ください**。有効期間は令和5年7月31日までです。(保険証と有効期限が異なりますのでご注意ください。)

新たに必要となる方は、次の交付対象に該当することを確認の上、後期高齢者・医療給付担当へ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ■世帯全員の所得が0円の方 ・公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方 ・給与所得があり、その金額から10万円を控除したときに、所得が0円になる方 ■高齢福祉年金を受給されている方
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは 現役並みⅡに該当する方

現役並みⅠ	現役並みⅢ、Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい減額認定証及び限度証は水色です

問合せ

別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当(内線1241・1242)

北海道後期高齢者医療広域連合 TEL011-290-5601

合併処理浄化槽設置希望者の募集と 補助限度額の変更について

上下水道課から

本年度の合併処理浄化槽設置の申し込みについて、広報4月号で募集しましたが、予定基数に達していないため、設置希望者を随時

受け付けています。予定基数に達した場合は、受け付けを終了させていただきますので、ご了承ください。

また、補助金の限度額も、広報4月号に掲載の金額から次のとおり変更しました。

■補助金の限度額

人 槽	金 額	金 額 ※変更前 (4月号掲載時)	増 減
5人槽	1,160,000円	1,160,000円	—
7人槽	1,400,000円	1,380,000円	+ 20,000円
10人槽	1,760,000円	1,720,000円	+ 40,000円

問合せ／
事業・維持担当
(内線4519)